○農林水産省告示第三百四十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十一年三月三日農林水産省告示第二百九十三号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正し、水稲及び陸稲については平成二十二年産の共済関係から、麦については平成二十三年産の共済関係から適用するものとし、平成二十一年以前の年産の水稲及び陸稲並びに平成二十二年以前の年産の麦に係る共済関係については、なお従前の例による。

平成二十二年二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに群馬県庁、島根県庁及び福岡県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十五条第一項第二号及び第二項、第百十六条第一項ただし書（同法第百二十五条第三項及び第百四十一条の七第三項において準用する場合を含む。）並びに第百五十条の五の十第一項の規定に基づき、平成二十年二月二十五日農林水産省告示第二百七十一号（農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに群馬県庁、兵庫県庁、島根県庁及び福岡県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日以後に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始した家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百四十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項並びに第四項第一号及び第二号の規定に基づき、平成二十二年一月十五日農林水産省告示第百四十四号（収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年産の果実（農業災害補償法第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係る収穫共済及び昭和六十一年一月二十三日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第四号に掲げる果樹に係る収穫共済の共済関係に係る収穫共済にあっては、平成二十二年産の果実）に係る共済関係から適用する。

平成二十二年二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び群馬県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の二十三第二項、第百三十五条第六号ロ、第百三十六条第八項及び第九項並びに第百四十一条の六第七項及び第八項の規定に基づき、平成二十一年二月二十七日農林水産省告示第二百八十七号（園芸施設基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに島根県庁及び福岡県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始した園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年二月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大利日浦谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

徳島県三好市池田町松尾字大申五六三番地内四等三角点大申を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二六七度五一分四五秒　一三四六・二〇二メートルの地点　一号

標柱一号から三六度一〇分一〇秒　二九・九四〇メートルの地点　二号

標柱二号から七二度四七分三八秒　一五・九〇八メートルの地点　三号

標柱三号から七八度五九分五一秒　一九・六二二メートルの地点　四号

標柱四号から四九度三〇分二九秒　五〇・三二六メートルの地点　五号

標柱五号から一一二度五〇分二三秒　五八・九九九メートルの地点　六号

標柱六号から一四八度三〇分三三秒　三五・〇〇〇メートルの地点　七号

標柱七号から一三三度三分三九秒　一二九・九九八メートルの地点　八号

標柱八号から一四三度四四分三一秒　一五四・〇〇〇メートルの地点　九号

標柱九号から二五七度一八分四一秒　三六・九九九メートルの地点　十号

標柱十号から三一四度二八分五二秒　一一八・九九九メートルの地点　十一号

標柱十一号から二九六度三〇分九秒　一一二・〇〇〇メートルの地点　十二号

標柱十二号から三〇五度五分二二秒　四二・〇〇〇メートルの地点　十三号

標柱十三号から二九〇度四九分五一秒　四七・二〇八メートルの地点　十四号

標柱十四号から二八七度四二分三一秒　一七・六三七メートルの地点　十五号

標柱十五号から三〇五度一四分三四秒　三八・八八二メートルの地点　十六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

戸ノ谷川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

徳島県三好市西祖谷山村尾井ノ内四八一番地内四等三角点尾井ノ内を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六四度一一分七秒　六五二・〇六二メートルの地点　一号

標柱一号から九五度二一分二一秒　一〇・九五九メートルの地点　二号

標柱二号から一〇一度四七分五五秒　二六・七三六メートルの地点　三号

標柱三号から一二八度五〇分一一秒　一一・六五〇メートルの地点　四号

標柱四号から一一〇度〇分三八秒　八二・〇三二メートルの地点　五号

標柱五号から一四六度五七分六秒　一四七・九九九メートルの地点　六号

標柱六号から一九二度八分五秒　一三二・〇〇〇メートルの地点　七号

標柱七号から二三七度二分四五秒　八五・九九九メートルの地点　八号

標柱八号から二八度二四分二六秒　一八一・九九九メートルの地点　九号

標柱九号から三五七度一五分五一秒　一二六・七七〇メートルの地点　十号

標柱十号から三四〇度三三分四三秒　二三・二八二メートルの地点　十一号

標柱十一号から三五三度二七分七秒　三一・二六一メートルの地点　十二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

和田谷川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

徳島県三好市東祖谷和田一三七番一二地内四等三角点和田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三四〇度二三分二二秒　二三九・七三三メートルの地点　一号